

消費者安全法に基づく通知制度について

平成22年5月25日(火)

消費者庁 消費者安全課

(定義) 第二条

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

「消費安全性」とは・・・商品等又は役務が、消費者により使用等される時点において、社会通念上、通常有すべき安全性を有していること。

- ・第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)においては、消極要件(消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く)
- ・第2条第5項第2号(生命・身体被害を発生させるおそれのある事案)においては、積極要件(消費安全性を欠く商品等又は役務・・・)

(定義) 第二条

5 この法律において「**消費者事故等**」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
- 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

要件1:事業者が事業のために供給・提供・利用する商品・製品、物品・施設・工作物、役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

要件2:以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

- ①死亡事故
- ②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がない程度のものを除く)
- ③一酸化炭素中毒

要件3:商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く

要件1:消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、

要件2:第1号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- ①商品等・役務が安全基準に不適合
- ②飲食物以外の物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や、過熱・異常音等の異常が生じた事態
- ③飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態
- ④窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的・合理的な選択を阻害するおそれがある行為として以下に定めるものが事業者により行われた事態

①虚偽・誇大な広告・表示

②消費者との契約締結に際し、消費者が申込みの撤回・解除・解約をすることを妨げる以下のいずれかの行為

不実告知・事実不告知、断定的判断の提供、不退去、監禁

③契約締結・履行、申込みの撤回・解除・解約に関して、消費者を欺き、威迫し、困惑させる行為

④不当な契約締結又はその勧誘

法律により取消事由となる不当勧誘

法律が無効とする契約条項を含む契約

⑤債務不履行等

⑥違法景品類の提供

⑦その他消費者利益の保護に資する行為規制違反行為

(定義) 第二条

6 この法律において「**重大事故等**」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

第2条第5項第1号の事故のうち、その被害が重大であるものとして以下のいずれかに該当する程度の被害が発生したこと

- ①死亡
- ②負傷・疾病であって治療に要する期間が30日以上であるもの
- ③負傷・疾病であって、治癒(症状固定を含む)時に府令で定める程度の身体障害が存するもの
- ④中毒(一酸化炭素中毒)

第2条第5項第2号の事態のうち、重大な生命・身体被害が現実に発生する事故(第2条第6項第1号)を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの要件に該当すること

- ①安全基準不適合 かつ 重要な部分の異常(飲食物以外)
- ②安全基準不適合 かつ 毒物・劇物等の付着(飲食物)
- ③窒息等生命・身体への著しい危険
- ④火災等著しく異常な事態